

大規模事業所の廃止等による削減期間の変更等に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針（令和7年埼玉県告示第30号。以下「指針」という。）別表第5に規定する削減期間の変更その他必要な事項について定める。

(削減期間等の変更)

第2条 指針第3で定める大規模事業所について、次の各号のいずれかに該当すると知事が認め第6条各項の規定に基づき通知したときは、当該大規模事業所の削減期間の終了年度は、別表各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年度に変更されるものとする。なお、第3号の規模判定エネルギー使用量の算定にあたっては、3年度目の算定方法を1年度目及び2年度目の算定に用いることができる。

- 一 大規模事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止されたとき。
- 二 大規模事業所における前年度の規模判定エネルギー使用量が1,000キロリットル未満となったとき。
- 三 大規模事業所の規模判定エネルギー使用量が前年度まで3か年度連続して1,500キロリットル未満となったとき。
- 四 他の大規模事業所の一部となったとき。

(脱炭素成長型投資事業者の特例)

第2条の2 大規模事業所の規模判定エネルギー使用量から脱炭素成長型投資事業者の使用する化石燃料によるエネルギー使用量を差し引いたエネルギー使用量（以下、「休止判定エネルギー使用量」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると知事が認め第6条各項の規定に基づき通知したときは、当該大規模事業所の削減期間の終了年度は、別表各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年度に変更されるものとする。なお、第2号の休止判定エネルギー使用量の算定にあたっては、3年度目の算定方法を1年度目及び2年度目の算定に用いることができる。

- 一 大規模事業所における前年度の休止判定エネルギー使用量が1,000キロリットル未満となったとき。
 - 二 大規模事業所の休止判定エネルギー使用量が前年度まで3か年度連続して1,500キロリットル未満となったとき。
- 2 前項の規定で削減計画期間を終了した事業所の休止判定エネルギー使用量が1,500キロリットル以上となった場合には、その年度から削減計画期間を開始するものとする。

(大規模事業所の廃止等の届出)

第3条 大規模事業者は、第2条第1号に該当したときは、その日から30日以内に、様式第1号によりその旨を知事に届け出るものとする。

2 大規模事業者は、第2条第2号若しくは第3号又は前条各号に該当したときは、該当した年度の翌年度の7月末までに、様式第1号に、該当することを証する書類を添付することによりその旨を知事に届け出ることができる。

(大規模事業者の変更等の届出)

第4条 大規模事業者は、次に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、様式第2号によりその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 大規模事業者の氏名又は住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)
- 二 大規模事業所の名称又は所在地

(大規模事業所の承継の届出)

第5条 大規模事業所の全部又は一部を譲り受け、又は借り受けた者は、指定管理口座の管理権その他大規模事業所の地球温暖化対策に係る地位を承継するものとする。

2 大規模事業者について相続、合併又は分割(その大規模事業所を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により大規模事業所の全部又は一部を承継した法人は、指定管理口座の管理権その他当該大規模事業所の地球温暖化対策に係る地位を承継するものとする。

3 前2項の規定により大規模事業所の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、様式第3号により、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前項の書面には、当該書面の提出者の印鑑証明書又はこれに準ずるもの並びに当該書面の提出者が個人である場合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもので当該書面の提出者の氏名及び住所が確認できないときにあつては、当該書面の提出者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を添付しないことができる。

- 一 前項各号に掲げる書面の提出者が国又は地方公共団体である場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの
- 二 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載内容に変更がない場合 当該印鑑証明書又はこれに準ずるもの
- 三 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がない場合 当該住民票の写し又はこれに代わる書面

(大規模事業所の廃止等の承認)

第6条 知事は、第3条各項の規定に基づき届出のあった大規模事業所が第2条1号から第3号のいずれか又は第2条の2各号に該当すると認めるときは、様式第4号により、当該大規模事業者へ通知するものとする。

2 知事は、第5条第3項の規定に基づく届出又は指針第3-1の規定に基づく基準排出量の算定により大規模事業所が第2条第4号に該当すると認めるときは、様式第4号により、当該大規模事業者へ通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1	第2条第1号に該当するとき。	大規模事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止された日の属する年度の前年度
---	----------------	---------------------------------------------

2	第2条第2号に該当するとき。	規模判定エネルギー使用量が1,000キロリットル未満となった年度の前年度
3	第2条第3号に該当するとき。	同号の期間の最終年度の前年度
4	第2条第4号に該当するとき。	他の大規模事業所の一部となった日の属する年度の前年度
5	第2条の2第1号に該当するとき。	休止判定エネルギー使用量が1,000キロリットル未満となった年度の前年度
6	第2条の2第2号に該当するとき。	同号の期間の最終年度の前年度